

第15回新型コロナウイルスに関する対策本部会議

令和2年12月25日

【決定確認事項】

・11月下旬以降埼玉県内及び町内において新型コロナウイルス感染者が増加していることから、令和3年1月4日から17日までの間公有施設の一部休館や利用制限等を実施する。

・各施設の貸出しについては、令和2年12月25日から令和3年1月17日までの間新規予約の受付を停止する。

なお、令和2年12月24日までに予約済の場合は、十分感染対策を行っていただいたうえで貸出す。